

「犯罪被害者週間」等に合わせて、街頭啓発及び 県庁ホンデリングプロジェクトを実施します

11月25日(火)から12月1日(月)は、警察庁主唱により実施される「犯罪被害者週間」です。

また、本年度から、犯罪被害者週間を含む11月1日(土)から12月1日(月)までが「犯罪被害者等支援広報啓発強化期間(犯罪被害者月間)」と設定されたことに合わせて、下記のとおり街頭啓発を実施するとともに、県庁でホンデリングプロジェクトを実施します。

1 街頭啓発

犯罪被害者等が置かれている状況への理解と配慮及び支援の必要性を呼びかけます。
実施日時及び場所

- (1) 令和7年11月1日(土)
午前11時から正午まで
イオンモール須坂 SUZAKA ノ庭縁入口周辺
- (2) 令和7年11月21日(金)
午前7時30分から午前8時30分まで
JR長野駅東西自由通路・善光寺口駅前広場

2 県庁ホンデリングプロジェクト

ご家庭などで不要となった本・CD・DVDを寄贈していただき、その売却代金を犯罪の被害に遭われた方々への支援活動に役立てるプロジェクトです。

(1) 期間

令和7年11月17日(月)から11月28日(金)まで
※常時回収ボックスを設置しています。

(2) 場所

県庁1階玄関ホール

(3) 注意事項

- ア 回収できる書籍は、裏表紙にISBN(国際標準図書番号)の符号のついた、2011年以降に出版されたものに限りします。
- イ 百科事典、個人出版の本、雑誌、コンビニコミック、同一タイトル11点以上、シングルCD及び投票権等特典付きCDは対象外です。

3 共 催(問合せ先)

- ・認定特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター(電話:026-233-7848)
- ・長野県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室(電話:026-233-0110)

「犯罪被害者週間」は、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的としています。



確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0

～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担 当 県民文化部人権・男女共同参画課
丸山、今井

電 話 026-235-7106(直通)
026-232-0111(代表) 内線3747

FAX 026-235-7284

E-mail n-jinken@pref.nagano.lg.jp